

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に分配する数量

| 知事管理区分 | 配分数量 |
|----------------|------|
| 佐賀県まさば及びごまさば漁業 | 現行水準 |